

令和5年度答申第71号  
令和6年2月28日

諮問番号 令和5年度諮問第68号（令和5年12月28日諮問）  
審査庁 金融庁長官及び中小企業庁長官  
事件名 経営革新等支援業務を行う者の不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「中小強化法」という。）31条1項の規定に基づき、経営革新等支援業務を行う者としての認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A財務局長及びB経済産業局長（以下「処分庁」という。）が不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

（1）中小強化法31条1項は、主務大臣は、主務省令で定めるところにより、同条2項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、中小強化法3条1項の中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる旨規定する。中小強化法31条3項は、同条1項の認定を受けようとする者は、

主務省令で定めるところにより、同条3項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない旨規定する。

- (2) 中小強化法33条1項は、中小強化法31条1項の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定し、中小強化法33条2項は、上記(1)の各規定は、同条1項の認定の更新に準用する旨規定する。

この中小強化法33条は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号。以下「平成30年改正法」という。)による中小強化法の改正によって追加されたものであり、平成30年7月9日に施行された。その施行の際現に認定を受けている者の当該認定に係る施行後最初の更新については、平成30年改正法附則14条2項は、中小強化法33条1項中「5年ごと」とあるのは、平成30年改正法「の施行の日から起算して5年を経過する日までの間において政令で定める期間を経過する日まで」とする旨規定する。その政令で定める期間として、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成30年政令第199号)9条は、当該認定を受けた日から起算して5年(当該認定を受けた日が平成27年7月8日以前である場合にあっては、平成30年改正法の施行の日から起算して2年)とする旨規定する。

- (3) 中小強化法73条5項及び11項は、中小強化法31条1項及び3項(中小強化法33条2項において準用する場合を含む。)における主務大臣及び主務省令は、経済産業大臣及び内閣総理大臣並びに中小強化法73条5項に規定する主務大臣(経済産業大臣及び内閣総理大臣)が共同で発する命令とする旨規定し、同条13項は、内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任すると規定する。

また、中小強化法75条1項は、主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる旨規定し、同条2項は、金融庁長官は、政令で定めるところにより、中小強化法73条13項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる旨規定する。そして、中小企業等経営強化法施行令(平成11年政令第201号)15条1項及び2項は、中小強化法31条1項及び3項(中小強化法33条2項において準用する場合を含む。)の規定によ

る主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）及び中小強化法73条11項（注：同令15条2項の規定のママ）の規定により金融庁長官に委任された権限は、認定経営革新等支援機関（中小強化法31条1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）（同項の認定を受けようとする者を含む。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長及び財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあっては、福岡財務支局長）に委任されるものとする旨規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年4月16日、経営革新等支援業務を行う者として認定（以下「初回認定」という。）を受けた。

（認定証）

- (2) 初回認定を受けた日が平成27年7月8日以前である審査請求人は、平成30年7月9日、平成30年改正法の施行により、同日から起算して2年を経過する日（令和2年7月8日）までに認定の更新を受けなければ、その効力を失うこととなったが、その日までに認定の更新を受けなかった。

（弁明書）

- (3) 審査請求人は、令和4年2月25日、処分庁に対し、「認定（更新）申請書」（以下「本件申請書」という。）により、経営革新等支援業務を行う者としての認定申請（本件認定申請）をした。

（認定（更新）申請書、令和6年1月26日付け審査庁主張書面）

- (4) 処分庁は、令和4年3月1日、審査請求人に対し、本件認定申請に添付書類の不足等があるとしてその提出を求めるとともに、本件申請書に修正の必要な箇所等があるが添付書類が調わないと正確な審査ができないとして上記書類の提出後に審査して通知するとし、同月16日までに上記書類の提出と本件申請書の修正がされなければ、次の認定事務処理期間に再申請する必要がある旨通知したが、同月9日、なお添付書類が不足し、添付書類と本件申請書の記載内容との相違が見られたため、期限を同年4月8日に延長して再度補正を求めた。

（弁明書、電子メール「【認定支援機関ご申請不足書類提出のご案内】」、  
電子メール「RE：【認定支援機関ご申請不足書類提出のご案内】」）

- (5) 処分庁は、令和4年5月16日付けで、期限までに補正がされなかったとして、本件認定申請に対し、不認定とする処分（本件不認定処分）をし

た。その通知書（以下「本件不認定通知書」という。）には、本件認定申請「に対し、当局より補正を求めたところ、提示した期限までに補正がなされなかったことから、下記の理由により、行政手続法第7条の規定に基づきこれを拒否することとしたので通知します。」と記載され、「記」として、必要な書類の提出を求めたが同年4月8日までに補正がされなかったこと、提出された書類では認定要件を満たすことができないこと等が記載されていた。また、「この処分に不服がある場合は、本通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により中小企業庁長官及び金融庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。」と記載されていた。

（中小企業等経営強化法第31条に基づく認定申請について）

(6) 審査請求人は、令和4年8月9日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、令和5年12月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の受講修了証明書を提出したが、再度通学してほしいと処分庁の担当者から要請連絡があり、これは人権侵害に当たる。

また、更新時に電話通知したと担当者から連絡があったが、実際にはしていないと担当者が自白し、さらにメールも送ったというが、官公庁からの重要な連絡は郵送書類で行われることが慣行化しており、違法である（更新期限徒過後連絡あり。）。

中小強化法改正後の一方的な事情変更により、相手方への非通知のまま損害が生じている。

したがって、本件不認定処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁における全ての行政プロセスが適切に行われており、具体的な手続にも人権侵害などの瑕疵は見当たらない。また、更新制度も、法令に則った適切なプロセスを経て導入したものであることに加え、その周知は、審査請求人を含む認定経営革新等支援機関に対し、必要な時間をかけて、官報掲載やホーム

ページ、メールマガジン等による広報を行い、十分に認知する機会を設けている。したがって、本件審査請求は、棄却すべきである。

なお、審理員の意見は、おおむね以下を理由として、審査庁の判断と同旨である。

### 1 認定の適合要件について

更新制度が導入された背景を踏まえれば、更新切れ後の新規申請及び更新申請時に、認定経営革新等支援機関として法定業務を遂行する能力等を保有していることを確認するため、過去の認定有効期間内及び同期間終了後から再申請日までの間にされた支援実績又は合格証を有効なものとして運用することは適切であり、「今回、審査請求人から提出された受講修了証が初回申請時に提出された合格証と同一の受講修了証であり、有効な実績として認めることはできない」とする処分庁の判断は妥当である。

また、そもそも、必要な書類として求めているのは受講修了証ではなく合格証であることから、申請書としては無効であり、その補正がされなければ、認定を拒否することになるため、処分庁が、審査請求人に対し、初回認定日以降に中小企業大学校で理論研修受講後の試験の合格証が必要であることを伝達したことも、何ら違法性はなく、申請者である審査請求人に対し、更新制度について中小企業庁ホームページに掲載している公表事実に基づき、処分庁から審査請求人に対して適切に案内したものといえる。

### 2 更新制度の周知について

審査請求人は、中小強化法改正後の一方的な事情変更により、相手方への非通知のまま損害が生じていると主張するが、更新制度の導入は、法定の中小企業政策審議会では有識者により社会的な必要性等を検討し、議決された上で、国会における適切な法案審議を経て成立したものであり、国側の一方的な事情変更ではない。

また、処分庁は、官報掲載、報道発表、認定経営革新等支援機関向けのメールマガジン等可能な限りの周知はしてきたとしており、さらには、法的には個別に通知する義務もなければ、法改正による制度変更を官公庁が法改正の影響が及ぶ全ての者に対し文書で通知するといった慣行は存在しない。

これらを踏まえれば、審査請求人のいずれの主張について、何ら理由のないものといえる。

### 3 上記以外の違法性又は不当性について

審査請求人は、「更新時に電話通知したと事務担当者より連絡があったが

実際にはしていなかったと担当者が自白」と主張するが、非常勤職員が誤った案内をしたことは事実であるものの、その後速やかに担当職員から訂正の連絡をしており、この誤った案内により審査請求人が何らかの損害を被ったとは考えられず、特に法的に瑕疵のある行為ではないといえる。

この他に、本件不認定処分について違法又は不当な点は認められない。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年12月28日、審査庁から諮問を受け、令和6年1月23日、同年2月8日及び同月22日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から令和6年1月26日及び同年2月5日、主張書面及び資料の提出を、審査請求人から同月21日、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和4年8月9日）から本件諮問（令和5年12月28日）まで1年4か月半を要しているところ、特に、①審査請求書の受付から1回目の補正命令（令和4年11月18日付け）まで3か月以上、②2回目の補正命令に対する書類の提出（令和5年2月3日）から審理員の指名（同年4月19日）まで2か月半、③審理員意見書の提出（同年11月15日）から本件諮問まで1か月半を要している。

その理由を審査庁に照会したところ、①は、金融庁の受け付けた審査請求書が中小企業庁に共有された後、処分庁との間で本件審査請求の事実関係の確認及び補正内容の精査に時間を要したとするが、審査請求書は1枚のみで、その「審査請求に係る処分」欄には、本件不認定通知書の件名及び文書番号が記載され、「審査請求の趣旨」及び「審査請求の理由」欄の記載を見ても本件不認定処分の取消しを求めていることは明らかであるし、実際、審査庁が補正を求めたのも、株式会社である審査請求人の代表者の資格を証する書面の提出のみであるから、このように時間を要する事情があったとは考えられない。②は、審査請求人に係る事務を所管する中小企業庁で審理員選任事案の先例の乏しい中、審理員の人選を行ったためとするが、除斥事由該当性判断が必要なのはもちろんであるものの、審査請求書の補正がされるのを待つことなく、同請求書を受け付けた後、適時に審理員の人選に入っていれば、このように時間を要することにはならなかったと考えられる。③は、実務に携わる行政庁及び行政機関が複数にわたり、審理員意見書の内容の確認並びに諮問書及び諮問説明書の内容の方向性の

調整に時間を要したとするが、上記②で審査庁が説明するとおり審査請求人に係る事務を所管するのは中小企業庁であるし、本件不認定処分からしても、複数の行政機関の間で調整に時間を要する事情があったとは考えられない。審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 経営革新等支援業務を行う者の認定基準は、中小強化法31条1項で、基本方針に適合すると認められることとされるとともに、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成24年内閣府・経済産業省令第6号。以下「認定府省令」という。）2条1項で、同項1号（基本方針に適合すると認められること）並びに同項2号イ（税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること）及び同号ロ（中小企業等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること）に掲げる要件のいずれにも適合していることとされている。

そして、認定の申請は、中小強化法31条3項で、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないとされ、認定府省令2条2項で、(ア)様式第1による申請書に、(イ)中小強化法32条各号（欠格条項）に該当しないことを証する書面並びに(ウ)認定府省令2条1項2号イ及び(エ)同号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付することとされている。認定の更新の申請も同様である（中小強化法33条2項の規定により準用される中小強化法31条3項及び認定府省令6条1項）。

(2) そして、認定業務の際に採るべき対応を定めた「中小企業等経営強化法経営革新等支援機関の認定又は更新に係る実施要領について（経済産業局及び財務局向け）」（平成24年8月30日（最終改正令和2年11月14日）中小企業庁、金融庁。以下「実施要領」という。）の「Ⅱ. 認定支

援機関候補の認定又は認定の更新に係る運用基準」は、民間企業等（審査請求人が該当）を経営革新等支援業務を行う者として認定し又はその認定を更新しようとする場合の認定基準をおおむね次のように定める。

① 認定府省令2条1項2号イについて

＜認定時＞中小強化法等に基づき中小企業者等が経営革新計画等を策定する際、主たる支援者として関与した後、当該計画の認定を3件以上受け、支援を受けた中小企業者等から主たる支援者として関与した旨の記載がなされた書類を添付すること

＜更新時＞主たる支援者として経営革新等支援業務に関与した案件が3件以上あり、支援を受けた中小企業者等から主たる支援者として関与した旨の記載がなされた書類を添付すること

② 認定府省令2条1項2号ロについて

最初に関与した時期から（更新時は直前に認定を受けた日から認定期日までの期間内で）、継続して3年以上経営支援の実務経験を有し、そのうち1年以上は経営革新等支援業務に関与した経験を有する実績が把握できる書類を添付すること

③ 認定府省令2条1項2号イ又はロにいう「同等以上の能力」について

申請時又は更新時に、中小機構が実施する研修（理論研修又は実践研修）を受講し、受講後の試験に合格したことを示す合格通知書（更新時は直近の認定日から更新申請日までの期間のもの）を添付すること

④ 経営革新等支援業務に係る実施体制について

法人の場合は、必要な組織体制（管理組織や人的配置等）や事業基盤（財務状況の健全性等）を有していること（基本方針）。また、民間企業の場合は、登記簿謄本に経営革新等支援業務の取組が明確に位置付けられていること

また、実施要領の「Ⅲ．認定支援機関候補認定又は更新に係る確認すべき内容」は、確認すべき内容の一つとして添付書類を掲げ、登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）や直近3期分の決算書を挙げる。

そして、本件のように、認定の更新を有効期間内にできず、改めて認定を申請した場合、過去の認定有効期間内及び同期間終了後から再申請日までの実績や実務経験を対象とすることとされ、中小機構が実施する研修を受講し、試験に合格した場合も同様とされている（認定経営革新等支援機関電子申請システムのFAQ（よくあるご質問））。



なお、これらの必要書類及び上記FAQは、中小企業庁ウェブサイト等で公表されている。

(3) 本件不認定処分は、本件認定申請に対し補正を求めたがそれがされなかったとして行われているので、まず、本件認定申請に係る補正の経緯をみると、弁明書に記載の本件不認定処分に至る経緯及び各項末尾に掲記の資料によれば、以下のとおりである。

ア 処分庁は、令和4年3月1日、審査請求人に対し、電子メールで以下の書類の提出を求めた。併せて、本件申請書に修正の必要な箇所等があり、これらの書類が調った後で審査し通知する旨を通知した（電子メール「【認定支援機関ご申請不足書類提出のご案内】」）。

- ① 履歴事項全部証明書（発行後6か月以内、法務局で取得したもの、コピー不可）
- ② 決算書直近3期分（貸借対照表・損益計算書）
- ③ 支援者からの関与を有する証明書3件分及び各証明書に対応する認定書等（平成27年4月16日以降に関与したもの）
- ④ 上記③がない場合は、中小機構の中小企業大学の専門的知識判定試験（理論研修）合格証明書（平成27年4月16日以降に合格したもの）

イ 審査請求人は、令和4年3月4日、以下の書類を提出した。

- ① 履歴事項全部証明書（令和4年1月26日付けC地方法務局登記官発行）
- ② 貸借対照表及び損益計算書（令和2年度分、令和元年度分、平成30年度分）
- ③ 中小企業大学の理論研修修了証書（平成26年10月10日付け）

ウ 処分庁は、改めて必要書類の依頼と期限を令和4年4月8日に延長する旨を記載したメールを送信した（電子メール「RE：【認定支援機関ご申請不足書類提出のご案内】」）。

エ 処分庁は、令和4年5月16日付けで、本件不認定処分をした。本件不認定通知書には、処分の理由として、認定府省令2条1項2号イの要件に適合することを証する書類として上記ア③又は④を求めたが、令和4年4月8日までに補正がされず審査をすることができないためと、また、提出のあった上記イ③は、初回認定以後に同等以上の能力を取得したことを示す書類に当たらず、当該書類では認定要件を満たすことができない等と記載されていた（中小企業等経営強化法第31条に基づく認

定申請について)。

- (4) 次に、本件不認定処分の理由として挙げられた、審査請求人の提出した上記(3)イ③(中小企業大学校の理論研修修了証書)を見ると、研修を修了したことを証する日は、平成26年10月10日となっており、初回認定(平成27年4月16日)の前であって、処分庁の求めた平成27年4月16日以降(初回認定以降)ではないし、そもそも、研修の修了証書であって、処分庁の求めた試験の合格証明書ではないと認められる。

そうすると、審査請求人は、処分庁が求めた認定府省令2条1項2号イの要件に適合することを証する書類である上記(3)ア③又は④の書類のうち、③はそもそも提出しておらず、④に該当するものも提出していないことになる。

なお、処分庁が求めた上記(3)ア①から④までの資料は、実施要領に定める添付書類であり、そのうち、③及び④は、実施要領で認定府省令2条1項2号イの要件充足性を確認するものと(上記(2)①及び③)、①は、これをもって同項1号の要件のうち基本方針にある経営革新等業務に係る実施体制の確認をするとされており、②は、実施要領に添付を求める理由は記されていないものの、同じく実施体制の確認に必要なものと考えられ、特段過剰なものとはいえない。

したがって、本件認定申請には必要な添付書類の不備があると認められる。そして、上記(3)の本件不認定処分に至る経緯に特段問題があるとは認められないから、本件認定申請に形式上の不備があったとした本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

- (5) なお、審査請求人は、上記第1の3のとおり縷々主張し、当審査会に提出した主張書面でも、処分庁の主張について争うなどと主張するが、審査請求人は、所定の期日までに認定の更新を受けることはなく、初回認定の失効に至ったのであるから、再度認定を受けるには、改めて、認定要件の充足状況を明らかにする書類を調えるのは当然である。また、更新制度は、平成30年改正法により設けられたものであって、行政の一方的な変更によるものではない。さらに、処分庁の担当者の説明誤りも、処分庁はその後に訂正したとしており、違法、不当とはいえない。以上から、審査請求人の主張は採用することはできない。

### 3 付言

- (1) 処分の根拠条項の記載について

本件不認定通知書には、本件認定申請「に対し、当局より補正を求めたところ、提示した期限までに補正がなされなかったことから、下記の理由により、行政手続法第7条の規定に基づきこれを拒否することとしたので通知します。」と記載されている（上記第1の2（5））。

しかし、行政手続法（平成5年法律第88号）7条は、個々の拒否処分の根拠ではなく、申請を受けた行政庁の執るべき当然の応答義務を定めたものであるから、本件不認定処分の根拠として同条を挙げたことは、適切ではないと捉えざるを得ない（もっとも、同条は、個々の拒否処分の具体的な内容とは直接関わりのないことは明らかであること、本件不認定通知書には、処分の理由として、「記」以下に、必要な書類の提出を求めたが期限までに提出されなかったこと等が記載されていることを併せ考えると、「行政手続法第7条の規定に基づき」との記載があったとしても、本件不認定通知書の記載を全体として見れば、同法8条1項（理由の提示）に照らして違法又は不当であるとまでいうことはできない。）。

処分庁は、今後、本件のような不認定処分の際には、その根拠として、申請の形式上の要件を規定する中小強化法及び認定府省令の条項番号を示してこれに適合しないことを端的に記載する等の改善をする必要がある。

## （2）審査請求に関する教示等について

本件不認定通知書には、行政不服審査法82条1項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「本通知を受け取った日」の翌日と記載されている（上記第1の2（5））。

しかし、審査請求期間について、行政不服審査法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「本通知を受け取った日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法18条1項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条に基づく教示をする場合も同様である。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹